

○自費施工による配水管等整備事業事務取扱要綱

(平成 16 年 4 月 1 日)

自費施工による配水管等整備事業事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、給水装置工事をしようとする者（以下「事業者」という。）が、小田原市水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）との合意に基づき、自らの費用負担で配水管その他の水道施設（以下「配水管等」という。）を整備することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 配水管等工事 口径が 50 ミリメートル以上の配水管その他の水道施設を整備する工事
- (2) 公道 国又は地方公共団体が管理している道路
- (3) 私道 公道以外の道路で私人が管理している道路

(対象事業等)

第 3 条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する配水管工事を自ら施行することができる。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条に規定する開発行為に伴い必要となる配水管工事
 - (2) 配水管等が設置されていない場所又は既に設置されている配水管等がその能力の限界に達している場所において配水管等工事で事業管理者がその場所の周辺の将来の水の需要等を考慮して必要と認められるもの
- 2 前項の規定により事業者が行う配水管等工事は、事業管理者が別に定める基準により市がその費用の一部を負担する場合を除き、事業者がその費用の全部を負担しなければならない。
- 3 事業者が設置した配水管等は、事業管理者に無償で譲渡しなければならない。

(工事の基準等)

第 4 条 事業者が配水管工事により設置する配水管等は、当該配水管等の維持管理に支

障がない程度の幅員を有する公道、公道予定地又は私道に設置しなければならない

2 事業者は、私道において配水管等工事を施行するときは、次に掲げる事項について当該私道の所有者その他の権利者の承諾を得なければならない。

(1) 設置される配水管等が存続する間、その維持のために当該私道が無償使用すること。

(2) 設置される配水管等に係る漏水修理工事、給水管取出し工事等を施行するため、事業管理者又は小田原市指定給水装置工事事業者が無条件で使用すること。

3 配水管等工事の施工範囲は、当該配水管等工事に係る給水区域内及び当該給水区域に給水するための既設配水管等の分岐点から当該給水区域の連絡点までとする。

4 配水管等工事は、事業者が選定する小田原市指定給水装置工事事業者（以下「施工者」という。）が施工するものとする。

（工事の申請）

第5条 配水管等工事を自ら施工しようとする事業者は、配水管等工事申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業管理者に申請しなければならない。

(1) 位置図

(2) 公図写

(3) 工事施工図面

(4) 前3号に定めるもののほか、事業管理者が必要と認めるもの

2 事業管理者は、配水管設計・施工基準及び水道工事標準仕様書等に基づき、前項の申請書等を審査し、事業者が整備しようとする配水管等の構造、規模、材質、配置等（以下「構造等」という。）について、必要な指示をするものとする。

（協定の締結）

第6条 事業管理者は、前条第1項の規定による申請をした事業者と配水管等工事協定書（様式第2号）により、協定を締結するものとする。この場合において、当該事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を協定書に添付するものとする。

(1) 第4条第2項に該当する場合土地使用承諾書（様式第3号）

(2) 前条第1項の申請に係る配水管等工事により、既設給水管が統合される場合既設給水管の統合承諾書（様式第4号）。

(3) 一つの配水管工事において事業者が2名以上となる場合は、代表者を1名選定し、

当該代表者への配水管工事協定締結を委任する旨の委任状（様式第5号）

- 2 事業者は、前項の協定を締結した後でなければ、工事に着手できない。ただし、事業管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

（工事の中止）

第7条 事業管理者は、前条第1項の協定を締結してから相当の日数が経過した後においても事業者が自らの都合により当該協定に係る配水管等工事を完了することができないときは、事業者と協議の上、協定の一部又は全部を解除し、工事を中止させることができる。

（工事完了の検査）

第8条 事業者は、第6条第1項の協定に係る配水管等工事を完了したときは、速やかに事業管理者にその旨を報告しなければならない。

- 2 事業管理者は、前項の規定による報告があったときは、事業者立ち会いのもと、工事完了の検査を行わなければならない。

- 3 事業管理者は、前項の検査により、手直し等を要すると判断したときは、速やかに補修を行わせるものとし、再度検査を実施するものとする。

（配水管等の譲渡）

第9条 事業者は、前条の検査完了後、速やかに水道施設譲渡届（様式第5号）を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

配水管等工事申請書	
年 月 日	
小田原市水道事業管理者 様	
申請者 住所	
氏名 印	
電話	
施工者 住所	
会社名	
代表者名	
担当者名	
自費施工による配水管等整備事業費事務取扱要綱第5条に基づき、次のとおり申請いたします。	
布 設 場 所	
申 請 理 由	
開発工事の有無	
競合工事の有無	
道 路 種 別	
工 事 概 要	
添 付 書 類	位置図・公図写・工事施工図面
備 考	

様式第2号（第6条関係）

配水管等工事協定書

分譲管工事番号 番の配水管工事に関し、小田原市水道事業管理者（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（工事の施行）

第1条 工事の施行において、甲は配管計画、現地立会い、通水作業、断水立会い等を施行し、乙は配水管工事及びそれに附帯する工事を自費で甲が定める規定等にしがい施行する。なお、乙は甲が本件施設を包括して樹立する給水計画及び同計画に基づく施行に対し異議を申し立てることができない。

（工事の実施時期）

第2条 乙は、甲が給水装置工事施行承認願の審査し、乙が設計審査手数料を甲に納入した後、工事を施行する。

（検査）

第3条 乙は、当該工事が完了したら、速やかにその旨を甲に報告し、甲の実施する完了検査を受けなければならない。また、乙は検査にあたっては、施工者を立会わせなければならない。

2 乙は、前項の検査により甲から手直し等の指示を受けた場合は、速やかに対応し、甲に報告しなければならない。

（施設の譲渡）

第4条 乙は、甲の完了検査を受けた後、速やかに当該給水施設の譲渡に必要な書類を甲に提出するものとし、当該書類を受理した日をもって当該水道施設を甲に譲渡する。

（かし担保）

第5条 甲は、当該水道施設にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかし補修を請求し、又は補修に代え若しくは損害賠償の請求をすることができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、その補修に過分の費用を要するときは、甲は、補修を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの補修又は損害賠償の請求は、当該水道施設の譲渡を受け

た日から2年以内にこれを行わなければならない。

(維持管理)

第6条 この協定に定める水道施設に関し、甲が正当な理由に基づいて行う維持管理の行為に対し、乙は異議を申し立てることができない。

(解除)

第7条 この協定締結後、相当日数経過後においても乙の事由により工事の完了ができないときは、この協定の一部又は全部を解除することができる。

(その他の事項)

第8条 この協定に定めがない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙各一通保有する。

平成 年 月 日

甲 小田原市高田401
小田原市水道事業
小田原市長

乙

様式第5号（第9条関係）

水道施設譲渡届	
年 月 日	
小田原市水道事業管理者 様	
申込者 住所	
氏名	
印	
この度布設した水道施設（給水管を除く。）を無償譲渡しますので、届出します。	
設 置 場 所	
管種・口径・延長	
仕切弁及び消火栓	仕 切 弁
	消 火 栓
工事完成年月日	
分 譲 管 番 号	
工事施行指定業者	
添 付 書 類	位置図・竣工図・オフセット図・航空写真

注：印は、印鑑登録しているものを押印してください。

印鑑登録証明書を添付してください。